

使用過程車（トラック）に適用される  
保安基準の概要  
－省略版－

令和6年8月

公益社団法人 全日本トラック協会



## 保安基準の概要についての注意事項

- 注意事項 1. 本書の「保安基準の概要」に掲載する対象車種は、「貨物の運送の用に供する自動車」（いわゆる貨物自動車）を範囲とします。  
なお、貨物自動車のうち、三輪自動車、ポール・トレーラ、荷台昇降車、脱着装置付コンテナ専用車、特殊用途自動車は除きます。  
また、貨物自動車であっても、一般道路の最高速度 60km/h 未満の自動車、車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものを除きます。
- 注意事項 2. 細目告示は使用過程車に適用される「第 3 節」を対象としております。
- 注意事項 3. 道路運送車両法や保安基準の用語をそのまま用いているため、「牽引」と「けん引」が混在します。他の用語についても同様です。
- 注意事項 4. 一部の条文を除き、次の記述は行っていません。
- ①協定規則の関係
  - ②指定自動車等に備えられた装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置の関係
  - ③道路運送車両法第 75 条の 2 第 1 項及び道路運送車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきに型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている装置又はこれに準ずる性能を有する装置の関係
  - ④新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置の関係
- 注意事項 5. 【省略】と表記したものは、トラックドライバー・コンテストの学科競技の想定範囲外のため、内容の記述は行っていません。
- 注意事項 6. その他、本テキストに疑問がある場合は、道路運送車両の保安基準（2024 年 3 月 29 日現在）の原文を確認してください。  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr7\\_000007.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.html)



## 道路運送車両法による用語の定義（第2条関係）

本文中「1. 用語の定義（保安基準第1条関係）」の記載にあたって、道路運送車両法第2条の定義を記載します。

（定義）

第2条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

- 2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
- 3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
- 4 この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令で定めるものをいう。
- 5 この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。
- 6 この法律で「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）による道路、道路運送法（昭和26年法律第183号）による自動車道及びその他の一般交通の用に供する場所をいう。
- 7 この法律で「自動車運送事業」とは、道路運送法による自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）をいい、「自動車運送事業者」とは、自動車運送事業を営営する者をいう。
- 8 この法律で「使用済自動車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）による使用済自動車をいう。
- 9 この法律で「登録識別情報」とは、第四条の自動車登録ファイルに自動車の所有者として記録されている者が当該自動車に係る登録を申請する場合において、当該記録されている者自らが当該登録を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であって、当該記録されている者を識別することができるものをいう。

## 目 次

1. 用語の定義	1
1の2. 燃料の規格 (省略)	3
1の3. 破壊試験 (省略)	3
2. 長さ、幅及び高さ	4
3. 最低地上高	7
4. 車両総重量	8
4の2. 軸重等	9
5. 安定性	10
6. 最小回転半径	10
7. 接地部及び接地圧	11
8. 原動機及び動力伝達装置	12
9. 走行装置等	15
10. 操縦装置	17
11. かじ取装置	25
11の2. 施錠装置等	27
12. 制動装置	28
13. 連結車両の制動装置 (省略)	29
14. 緩衝装置	30
15. 燃料装置	31
16. 発生炉ガス燃料装置 (省略)	31
17. 高圧ガス燃料装置 (省略)	31
17の2. 電気装置	32
18. 車枠及び車体	34
18の2. 巻込防止装置等	39
19. 連結装置	46
20. 乗車装置	47
21. 運転者席	48
22. 座席	49
22の2. 補助座席定員 (省略)	50
22の3. 座席ベルト等	50
22の4. 頭部後傾抑止装置等	52
22の5. 年少者用補助乗車装置等 (省略)	53
23. 通路 (省略)	53
24. 立席 (省略)	53

25.	乗降口 (省略)	53
26.	非常口 (省略)	53
27.	物品積載装置	54
28.	高圧ガス運送装置 (省略)	55
29.	窓ガラス	56
30.	騒音防止装置	59
31.	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	60
31の2.	窒素酸化物排出自動車等の特例 (省略)	62
32.	前照灯等	63
33.	前部霧灯	65
33の2.	側方照射灯	65
33の3.	低速走行時側方照射灯	65
34.	車幅灯	66
34の2.	前部上側端灯	66
34の3.	昼間走行灯	66
35.	前部反射器 (省略)	67
35の2.	側方灯及び側方反射器	67
36.	番号灯	68
37.	尾灯	69
37の2.	後部霧灯	69
37の3.	駐車灯	69
37の4.	後部上側端灯	69
38.	後部反射器	70
38の2.	大型後部反射器	70
38の3.	再帰反射材	70
39.	制動灯	71
39の2.	補助制動灯	71
40.	後退灯	72
41.	方向指示器	73
41の2.	補助方向指示器	73
41の3.	非常点滅表示灯	74
41の4.	緊急制動表示灯	74
41の5.	後面衝突警告表示灯	74
42.	その他の灯火等の制限	75
43.	警音器	80
43の2.	非常信号用具	81

4 3 の 3 . 警告反射板	81
4 3 の 4 . 停止表示器材	82
4 3 の 5 . 盗難発生警報装置	82
4 3 の 6 . 車線逸脱警報装置	83
4 3 の 7 . 車両接近通報装置	83
4 3 の 8 . 事故自動緊急通報装置	83
4 3 の 9 . 側方衝突警報装置	84
4 3 の 1 0 . 車両後退通報装置	84
4 4 . 後写鏡等	85
4 4 の 2 . 後退時車両直後確認装置	89
4 5 . 窓ふき器等	90
4 6 . 速度計等	91
4 6 の 2 . 事故情報計測・記録装置	92
4 7 . 消火器	93
4 7 の 2 . 内圧容器及びその附属装置 (省略)	94
4 8 . 自動運行装置	94
4 8 の 2 . 運行記録計	95
4 8 の 3 . 速度表示装置 (省略)	96
4 9 . 緊急自動車 (省略)	96
4 9 の 2 . 道路維持作業用自動車 (省略)	96
4 9 の 3 . 自主防犯活動用自動車 (省略)	96
5 0 . 旅客自動車運送事業用自動車 (省略)	96
5 0 の 2 . ガス運送容器を備える自動車等 (省略)	96
5 1 . 火薬類を運送する自動車	97
5 2 . 危険物を運送する自動車	98
5 3 . 乗車定員及び最大積載量	99
5 4 . 臨時乗車定員 (省略)	99
5 5 . 基準の緩和	100
5 6 . 製造又は改造の過程にある自動車 (省略)	101
5 7 . 法第 9 9 条の自動車 (省略)	101
5 8 . 適用関係の整理 (省略)	101
5 8 の 2 . 締約国登録自動車の特例 (省略)	101



## 1. 用語の定義（保安基準第1条関係）

この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第2条に定めるもののほか、以下の定めるところによる。

### ①けん引自動車

専ら被けん引自動車をけん引することを目的とすると否とにかかわらず、被けん引自動車をけん引する目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。

### ②被けん引自動車

自動車によりけん引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。

### ③ポール・トレーラ

柱、パイプ、橋げたその他長大な物品を運搬することを目的とし、これらの物品により他の自動車にけん引される構造の被けん引自動車をいう。

### ④セミトレーラ

前車軸を有しない被牽引自動車であって、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によって支えられる構造のものをいう。

### ⑤空車状態

道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。

### ⑥火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条の火薬類をいう。

### ⑦危険物

消防法（昭和23年法律第186号）別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

### ⑧緊急自動車

- ・ 消防自動車、警察自動車、検察庁において犯罪捜査のため使用する自動車又は防衛省用自動車であって緊急の出動の用に供するもの
- ・ 刑務所その他の矯正施設において緊急警備のため使用する自動車
- ・ 入国者収容所又は地方入国管理局において容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用する自動車
- ・ 保存血液を販売する医薬品販売業者が保存血液の緊急輸送のため使用する自動車
- ・ 医療機関が臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定により死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の緊急輸送のため使用する自動車

- ・救急自動車、公共用応急作業自動車、不法に開設された無線局の探査のため総務省において使用する自動車
- ・国土交通大臣が定めるその他の緊急の用に供する自動車

⑨軸重

自動車の車両中心線に垂直な 1メートルの間隔を有する 2 平行鉛直面間に中心のあるすべての車輪の輪荷重の総和をいう。

⑩最遠軸距

自動車の最前部の車軸中心（セミトレーラにあつては、連結装置中心）から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。

⑪輪荷重

自動車の 1 個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいう。

⑫高速道路等

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 22 条第 1 項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が 60 キロメートル毎時を超える道路をいう。

⑩法第 40 条第 5 号の運行に必要な装備をした状態とは、上記⑤に規定する状態をいう。

【省 略】 下記の自動車

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| ・ 旅客自動車運送事業用自動車 | ・ 幼児専用車     |
| ・ 高压ガス          | ・ ガス容器      |
| ・ ガス運送容器        | ・ 内圧容器      |
| ・ 道路維持作業用自動車    | ・ 締約国登録自動車  |
| ・ 締約国登録原動機付自転車  | ・ 一般原動機付自転車 |
| ・ 特定小型原動機付自転車   | ・ 付随車       |

## 告示で定める用語の定義等（細目告示第2条第1項関係）

この告示における用語の定義は、法第2条及び保安基準第1条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

### ①損傷

当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。

### ②積車状態

空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は55kgとし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとす。

### ③燃料電池自動車

水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。

### ④運転者異常時対応システム

運転者が体調の急変等により自動車を正常に運転することが困難な状態に陥った場合において、その状態を検知するとともに、これを報知し、かつ、当該自動車を緊急に停車させるために当該自動車を自動的に制御するシステムをいう。

【省 略】 下記の用語の定義等

- |           |              |          |         |
|-----------|--------------|----------|---------|
| ・指定自動車等   | ・型式認定原動機付自転車 | ・三輪自動車   |         |
| ・側車付二輪自動車 | ・車両中心線       | ・検査時車両状態 |         |
| ・協定規則     | ・可燃物         | ・爆発性液体   |         |
| ・型式指定自動車  | ・放射性物質等      | ・分配制動機能  | ・連動制動機能 |

---

## 1の2. 燃料の規格（保安基準第1条の2関係）

【省 略】

## 1の3. 破壊試験（保安基準第1条の3関係）

【省 略】

---

## 2. 長さ、幅及び高さ（保安基準第2条関係）

### 2. 1 貨物自動車の寸法

告示で定める方法により測定した場合において、下記を超えてはならない。

- ・長さ 12 メートルを超えてはならない。  
セミトレーラは、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離で、セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13 メートル
- ・幅 2.5 メートルを超えてはならない。
- ・高さ 3.8 メートルを超えてはならない。

#### 告示で定める自動車の測定方法（細目告示第 162 条第 1 項関係）

貨物自動車の測定は、次の状態で、「告示で定める測定方法（保安基準第 162 条第 2 項関係）」により測定するものとする。

- ①空車状態
- ②折畳式のほろなど、種々の状態で使用されるものについては、走行中使用されるすべての状態。
- ③折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用されるすべての状態。ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。
- ④車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第 44 条第 5 項の装置、側面周辺監視装置（その突出量が下記 2.2①及び②の突出量を超えないものに限る。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。

この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第 44 条第 5 項の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。

#### 告示で定める長さ、幅、高さの値（細目告示第 162 条第 2 項関係）

自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻き尺等を用いて、以下の寸法を測定した値（単位は cm とし、1 cm 未満は切り捨てるものとする。）とする。

- ①長さ：自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離
- ②幅：自動車の最も側方にある部分を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離
- ③高さ：自動車の最も高い部分と基準面との距離

### 告示で定めるセミトレーラ（細目告示第 162 条第 3 項関係）

- ①物品を積載する装置が次のいずれかに該当すること。
- イ バン又はこれに類するもの
  - ロ タンク又はこれに類するもの
  - ハ 幌骨で支持された幌に覆われるもの
  - ニ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの
  - ホ 専ら車両を運搬する構造のもの
  - ヘ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの
  - ト 荷台に固定式のスタンション及び固縛金具を備えるもの。ただし、荷台の両側端に沿って備えられるスタンションにあっては、脱着式のものであってもよい。
  - チ 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27° 以上であるもの

【他の記載事項については省略】

## 2. 2 下記の装置の突出量

告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ下記に定める突出量の範囲内で突出することができる。

- ①外開き式の窓及び換気装置並びに第 44 条第 5 項の装置
- ・その自動車の最外側から 250 ミリメートル未満又はその自動車の高さから 300 ミリメートル未満
- ②後写鏡及び後方等確認装置（いわゆるバックアイカメラ）
- ・自動車の最外側（その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車に備える場合にあっては、その被牽引自動車の最外側）から 250 ミリメートル未満、その自動車の高さから 300 ミリメートル未満
  - ・その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車に備える場合にあっては、その被牽引自動車の最外側から 250 ミリメートル以下)
- ③自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置その他の告示で定める装置
- ・その自動車の最外側から 250 ミリメートル未満かつその自動車の高さから 300 ミリメートル未満であって告示で定める突出量の範囲

**告示で定める方法（細目告示第 162 条第 4 項関係）**

- ①外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態
- ②後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第 44 条第 5 項の装置にあつては、取り付けられた状態
- ③周辺監視装置にあつては、取り付けられた状態。ただし、格納式のものにあつては、取り付けられ、かつ、展開された状態又は格納された状態のいずれか突出量が大きい状態とする。

**告示で定める装置（細目告示第 162 条第 5 項関係）**

上記 2. 2③で定める装置は、周辺監視装置とし、同項の告示で定める突出量の範囲は、その自動車の最外側から（自動車の左右に備える場合にあつてはその自動車の両最外側からの突出量の最大値の合計が）100 mm以下又はその自動車の高さから 100 mm以下とする。

### 3. 最低地上高（保安基準第3条関係）

自動車の接地部以外の部分は、安全な運行を確保できるものとして、地面との間に告示で定める間げきを有しなければならない

#### 告示で定める間げき（細目告示第163条第1項関係）

- ①指定自動車等と同一と認められる自動車
- ②最低地上高が低くなるような改造がされた自動車については、イの測定条件で測定した場合において、測定値がロの基準を満たす自動車

##### イ 測定条件

地上高は、次の方法により求めるものとする。

- (1) 測定する自動車は、空車状態とする。
- (2) 測定する自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。
- (3) 車高調整装置が装着されている自動車にあつては、標準（中立）の位置とする。  
ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあつては、車高が最低となる位置と車高が最高となる位置の中間の位置とする。

##### ロ 測定値の判定

イにより求めた地上高は、自動車の地上高（全面）は、9 cm 以上であること。

なお、地上高を測定する際は、次に掲げる自動車の部分を除くものとする。

- (a) タイヤと連動して上下するブレーキ・ドラムの下端、緩衝装置のうちのロア・アーム等の下端
- (b) 自由度を有するゴム製の部品
- (c) マッド・ガード、エアダム・スカート、エア・カット・フラップ等であつて樹脂製のもの

【他の記載事項については省略】

#### 4. 車両総重量（保安基準第4条関係）

自動車の種別	車両総重量（トン）	
	最遠軸距（メートル）	
一 自動車	5.5 未満	20
	5.5 以上 7 未満	22（長さが9メートル未満の自動車にあつては、20）
	7 以上	25（長さが9メートル未満の自動車にあつては20、長さが9メートル以上11メートル未満の自動車にあつては22）
二 セミトレーラ （下記に掲げるものを除く。）	5 未満	20
	5 以上 7 未満	22
	7 以上 8 未満	24
	8 以上 9.5 未満	26
	9.5 以上	28
三 セミトレーラのうち 告示で定めるもの		36

#### 告示で定めるもの（保安基準第163の2第1項関係）

①物品を積載する装置が次のいずれかに該当すること。

イ バン又はこれに類するもの

ロ タンク又はこれに類するもの

ハ 幌骨で支持された幌に覆われるもの

ニ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

ホ 専ら車両を運搬する構造のもの

ヘ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの

ト 荷台に固定式のスタンション及び固縛金具を備えるもの。ただし、荷台の両側端に沿って備えられるスタンションにあつては、脱着式のものであつてもよい。

チ 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が27°以上であるもの

【他の記載事項については省略】

## 4の2. 軸重等（保安基準第4条の2関係）

### 4の2. 1 軸重

軸重は、10 トンを超えてはならない。

牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、11.5 トンを超えてはならない。

### 4の2. 2 隣り合う車軸にかかる荷重の和

①隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 : 18 トンを超えてはならない。

※軸距が1.3メートル以上であり、かつ、1の車軸にかかる荷重が9.5トン以下である場合は、19トン。

②隣り合う車軸の軸距1.8メートル以上 : 20 トンを超えてはならない。

### 4の2. 3 輪荷重

輪荷重は、5 トンを超えてはならない。

牽引自動車のうち告示で定めるものにあつては、5.75 トンを超えてはならない。

#### 告示で定めるもの（細目告示第163条の3関係）

別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準（車軸の数が3である牽引自動車を除く。）及び以下の基準に適合する牽引自動車とする。

- ①車軸の数が2又は3（駆動軸の数が1であるものに限る。）であること。
- ②前軸にかかる荷重が10トン以下であること。
- ③前輪にかかる輪荷重が5トン以下であること。
- ④第5輪荷重を有するものであること

【省 略】別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」

## 5. 安定性（保安基準第5条関係）

自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

### 告示で定める基準（細目告示第164条関係）

- ①空車状態及び積車状態におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%以上であること。
- ②牽引自動車にあっては、被牽引自動車を連結した状態においても、上記①の基準に適合すること。
- ③空車状態において（被牽引自動車を除く）、自動車を左側及び右側に、それぞれ35°（積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の自動車にあっては30°）まで傾けた場合に転覆しないこと。この場合において、「左側及び右側に傾ける」とは、自動車の中心線に直角に左又は右に傾けることではなく、実際の転覆のおこる外側の前後車輪の接地点を結んだ線を軸として、その側に傾けることをいう。
- ④被牽引自動車にあっては、空車状態の牽引自動車と連結した状態において、上記③の基準に適合すること。

## 6. 最小回転半径（保安基準第6条関係）

- ①自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて12メートル以下でなければならない。
- ②けん引自動車及び被けん引自動車にあっては、けん引自動車と被けん引自動車を連結した状態において、上記①の基準に適合しなければならない。

## 7. 接地部及び接地圧（保安基準第7条関係）

自動車の走行装置の接地部及び接地圧は、道路を破損するおそれのないものとして、告示で定める基準に適合しなければならない。

### 告示で定める基準（細目告示第165条関係）

- ①接地部は、道路を破損するおそれのないものであること。
- ②空気入りゴムタイヤは、その接地圧は、タイヤの接地部の幅1cmあたり200kgを超えないこと。この場合において、「タイヤの接地部の幅」とは、実際に地面と接している部分の最大幅をいう。
- ③牽引自動車にあつては、被牽引自動車を連結した状態においても、上記②の基準に適合すること。

## 8. 原動機及び動力伝達装置（保安基準第8条関係）

### 8. 1 構造等

自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐えるものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第166条第1項関係）

【省 略】別添95「自動車の走行性能の技術基準」

別添96「連結車両の走行性能の技術基準」

別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」

### 8. 2 原動機

自動車の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。

### 8. 3 加速装置

自動車の加速装置（いわゆるアクセル）は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する2個以上のばねその他の装置を備えなければならない。

### 8. 4 速度抑制装置

貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の自動車（最高速度が90キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。

### 8. 5 速度制御性能等

上記8.4項の速度抑制装置は、自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 166 条第 2 項関係）

- ①平成 15 年 9 月 1 日以降に製作された自動車にあっては、次に掲げるイ及びロの基準に適合すること。
- イ 確認ランプ等が適正に作動すること。ただし、確認ランプ等が装備されていないものにあつては、速度抑制装置の封印等当該装置の機能を損なう改変を防止する措置が自動車に適正に施されていること。
- ロ 別添 1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」の「5. 表示」に規定する標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示されていること。
- 【省 略】別添 97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」
- ②原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
- イ 速度抑制装置の機能を損なう改変が行われているもの
- ロ 自動車使用者等により設定速度の変更又は解除ができるもの

【他の記載事項については省略】

告示で定める基準①関係（別添 1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」）

①適用範囲

この技術基準は、貨物の運送の用に供する普通自動車であつて、車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の自動車（最高速度が 90km/h 以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える速度抑制装置に適用する。

②表示

本技術基準の要件に適合している速度抑制装置を装備している自動車には、以下の様式による標識を車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示することとする。

速度抑制  
装置付

備考

- 1 形状は、車両の後面に表示するものについては直径が 130mm 以上の円、車室内に表示するものについては直径が 30mm 以上の円とする。
- 2 文字の高さは、車両の後面に表示するものについては 25mm、車室内に表示するものについては 7mm 以上とする。
- 3 色彩は、文字を黒色とし、地を黄色とする。

## 8. 6 燃料消費率

自動車の燃料消費率は、告示で定める方法により測定されなければならない。

【省 略】告示で定める方法（細目告示第 125 条）

## 8. 7 電力消費率

自動車の電力消費率は、告示で定める方法により測定されなければならない。

【省 略】告示で定める方法（細目告示別 125 条）

## 9. 走行装置等（保安基準第9条関係）

### 9. 1 強度等

自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして、強度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第167条第1項、第2項及び第5項関係）

自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。

この場合において、下記に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

- ①ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップ・ボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの
- ②ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの
- ③アクスルに損傷があるもの
- ④リム又はサイドリングに損傷があるもの
- ⑤サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの
- ⑥車輪に著しい振れがあるもの
- ⑦車輪の回転が円滑でないもの
- ⑧下記9.4項「軽合金製ディスクホイール」の規定によるもの
- ⑨貨物の運送の用に供する自動車に備えるタイヤ空気圧監視装置は、空気入りゴムタイヤの空気圧が適正でない旨を示す警報及び当該装置が正常に作動しないおそれがある旨を示す警報が適正に作動するものであること。

### 9. 2 性能等

自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして、強度、滑り止めに係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第167条第4項関係）

- ①自動車の積車状態における軸重を当該軸重に係る輪数で除した値である空気入ゴムタイヤに加わる荷重は、当該空気入ゴムタイヤの負荷能力以下であること。
- ②接地部は滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝は、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅（ラグ型タイヤは省略。）のいずれの部分においても1.6mm以上の深さを有すること。この場合において、滑り止めの溝の深さについての判定は、ウェア・インジケータにより判定しても差し支えない。
- ③亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。
- ④空気入ゴムタイヤの空気圧が適正であること。

【他の記載事項については省略】

### 9.3 タイヤ・チェーン等

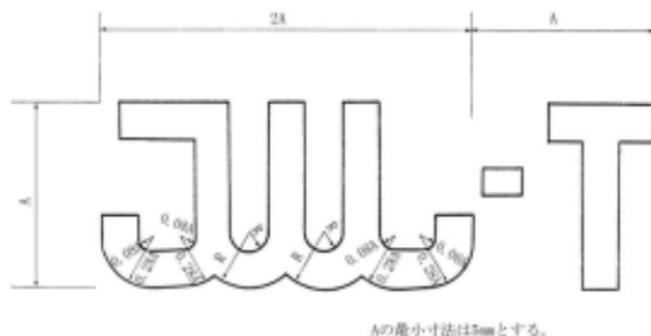
タイヤ・チェーン等は走行装置に確実に取り付けることができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない

### 9.4 軽合金製ディスクホイール（細目告示第167条第3項関係）

軽合金製ディスクホイールであって、別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づき鋳出し又は刻印によりマークが表示されており、かつ、損傷がないものは、「告示で定める基準（細目告示第167条第1項、第2項及び第5項関係）」の「堅ろう」とされるものとする。

#### 別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」の抜粋

トラック用軽合金製ディスクホイールの技術基準で規定されている刻印



【省 略】騒音の大きさ（保安基準第3項）

告示で定める基準（細目告示第11条第3項関連）

## 10. 操縦装置（保安基準第10条関係）

自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置
- ②制動装置の操作装置
- ③前照灯、警音器、方向指示器、窓ふき器、洗浄液噴射装置及びデフロスタ（前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。）の操作装置

### 【省 略】告示で定める基準（細目告示第168条第1項関係）

#### 告示で定める基準（細目告示第168条第2項関係）

自動車（被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関して告示で定める基準は、次の基準とする。

- ①表1の識別対象装置欄に掲げる装置は、識別表示欄に掲げる識別表示を用いること。
- ②「10. 操縦装置（保安基準第10条関係）」①から③の装置（手動操作装置を除く。）は、「告示で定める基準（細目告示第168条第1項関係）」の基準に適合しなければならない。
- ③表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては上記②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、同表の識別表示欄に掲げる識別表示を用いること。

【他の記載事項については省略】

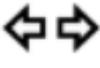
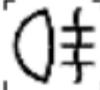
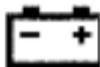
表1

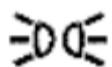
識別対象装置	識別表示 (注17)	照明	色
すれ違い用前照灯 (点灯) の操作装置	 (注4及び注10)	不要	—
走行用前照灯 (点灯) の操作装置	 (注10)	不要	—
方向指示器の操作装置	 (注1)	不要	—
窓ふき器の操作装置		要	—
洗浄液噴射装置の操作装置		要	—
窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置		要	—
デフロスタの操作装置		要	—
警音器の操作装置		不要	—
チョークの操作装置		不要	—

始動装置の操作装置	 (注8及び注16)	不要	—
停止装置の操作装置	 (注8及び注16)	要	—
前照灯（照射方向調整）の操作装置	 又は  又は  (注10)	不要	—

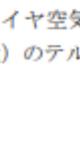
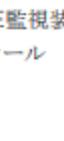
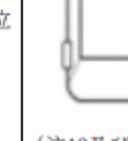
表2

識別対象装置	識別表示（注17）	照明	色
複数の灯火装置の操作装置		不要	—
複数の灯火装置のテルテール（注9、注15）		—	緑
すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール	 (注4、注10 及び注15)	—	緑
走行用前照灯（点灯）のテルテール	 (注10及び注15)	—	青

前照灯洗浄装置の操作装置	 (注10)	不要	—
方向指示器のテルテール	 (注1)	—	緑
非常点滅表示灯の操作装置		要	—
非常点滅表示灯のテルテール (注2)		—	赤
前部霧灯の操作装置	 (注15)	不要	—
前部霧灯のテルテール		—	緑
後部霧灯の操作装置	 (注15)	不要	—
後部霧灯のテルテール		—	黄
燃料タンク (残量) のテルテール	 又は  (注15)	—	黄
燃料タンク (残量) のインジケータ		要	—
エンジンオイル (圧力) のテルテール	 (注3及び注15)	—	赤
エンジンオイル (圧力) のインジケータ		要	—
冷却水 (温度) のテルテール	 (注3及び注15)	—	赤
冷却水 (温度) のインジケータ		要	—
バッテリー及び充電システムのテルテール	 (注15)	—	赤
バッテリー及び充電システムのインジケータ		要	—

パワーウィンドロックの操作装置	 又は 	不要	—
デフロスタのテルテール	 (注15)	—	黄
後部デフロスタ（後面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。）の操作装置	 (注15)	要	—
後部デフロスタのテルテール		—	黄
車幅灯の操作装置	 (注4及び注15)	不要	—
車幅灯のテルテール（注9）		—	緑
駐車灯の操作装置	 (注15)	不要	—
駐車灯のテルテール		—	緑
座席ベルトのテルテール	 又は  (注15及び注20)	—	赤
前方のエアバッグ（異常）のテルテール		—	黄、赤又は黄及び赤
側方のエアバッグ（異常）のテルテール	 (注5)	—	黄、赤又は黄及び赤

エアバッグ（作動停止）のテルテール		—	黄
制動装置（異常）のテルテール		—	黄又は赤
アンチロックブレーキシステム（異常）のテルテール	 (注6)	—	黄
速度インジケータ	キロメートル表示の場合にあってはkm/h、マイル表示の場合にあってはmph (注11)	要	—
駐車制動装置のテルテール	 (注6)	—	赤
原動機（異常）のテルテール		—	黄
原動機（予熱）のテルテール	 (注15)	—	黄
チョークのテルテール	 (注15)	—	—
冷暖房装置の操作装置	 又は「A/C」	要	—

自動変速機の変速装置（変速位置）のインジケータ	PRND（注7）	要	—
ブレーキライニング（摩耗）のテルテール	 (注6)	—	黄
温熱装置の操作装置		要	—
送風装置の操作装置		要	—
走行距離インジケータ	キロメートル表示の場合にあってはkm、マイル表示の場合にあってはmiles（注12）	要	
タイヤ空気圧監視装置（空気圧及び装置異常）のテルテール	 (注13)	—	黄
タイヤ空気圧監視装置（空気圧及び装置異常位置）のテルテール	 (注13及び注14)	—	黄
横滑り防止装置のテルテール	 又はESC、VSF若しくはEVSC（注14）	—	黄

横滑り防止装置（作動停止）の操作装置	 OFF	要	—
横滑り防止装置（作動停止）のテルテール	又はESC OFF、 VSF OFF 若しくは EVSC OFF (注14及び注18)	—	黄
事故自動緊急通報装置の操作装置	SOS 又は 	要	—
事故自動緊急通報装置のテルテール	SOS (注19)	—	—

- 注1 2つの矢印で1つの識別表示を構成することとする。ただし、左折と右折の方向指示器の操作装置又はテルテールが独立している場合にあっては、それぞれの矢印を1つの識別表示として、離して配置してよい。
- 注2 方向指示器のテルテールの識別表示の2つの矢印が、同時に点滅することができる場合にあっては、当該テルテールの識別表示を非常点滅表示灯のテルテールの識別表示とすることができる。
- 注3 エンジンオイル（圧力）のテルテールの識別表示及び冷却水（温度）のテルテールの識別表示は、同じ位置に配置することができる。
- 注4 同一の操作装置により複数の灯火装置を操作することができる場合にあっては、個別の識別表示を要しない。
- 注5 側方のエアバッグ（異常）のテルテールの識別表示は、前方のエアバッグ（異常）のテルテールの識別表示に代えることができる。
- 注6 制動装置（異常）のテルテールの識別表示に代えることができる。
- 注7 文字「D」の代わりに他の英数字や記号を使用することができる。また、文字「D」に補足してもよい。
- 注8 始動装置又は停止装置の操作装置と原動機の施錠装置とが独立している場合に表示するものとする。
- 注9 複数の灯火の操作装置を操作した時に、速度計、走行距離計その他の計器の照明が自動的に作動する場合にあっては、表示しなくてよい。
- 注10 5本の線は4本の線に、4本の線は5本の線にそれぞれ代えることができる。
- 注11 識別表示は、大文字又は小文字で表示することができる。
- 注12 識別表示は、小文字で表示しなければならない。ただし、マイル表示の場合にあっては、略語を使用することができる。
- 注13 タイヤ空気圧監視システム（TPMS）、タイヤ空気圧補充システム（TPRS）及び中央タイヤ空気圧調整システム（CTIS）の異常を示すために使用してもよい。
- 注14 表示する車両の形状は、変えることができる。
- 注15 識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示をその本来の用途以外の用途として使用する場合にあっては、表中色欄に表中色欄に掲げる色以外の色で表示してもよい。
- 注16 始動装置の操作装置及び停止装置の操作装置は、同一のものとすることができる。  
また、始動装置の操作装置の識別表示にあっては「START」と、停止装置の操作装置の識別表示にあっては「STOP」と、それぞれ補足してよいこととする。また、始動装置の操作装置の識別表示にあっては「START」に、停止装置の操作装置の識別表示にあっては「STOP」にそれぞれ代えることができる。なお、当該識別表示は大文字又は小文字で表示することができる。
- 注17 識別対象装置欄に掲げる装置が自動機能を有する場合にあっては、当該装置の識別表示の付近に文字「A」又は「AUTO」を配置することができる。
- 注18 「OFF」の文字は、記号上又はその付近に配置することができる。
- 注19 操作装置が透明でないカバーで覆われている場合は、当該カバー上にも表示されていること。また、電話の記号は向きを変えてもよい。
- 注20 前列を除く座席に備える座席ベルトのテルテールの識別表示及び色は、表中識別表示欄又は色欄に掲げる識別表示又は色以外の識別表示又は色で表示してもよい。

## 11. かじ取装置（保安基準第11条関係）

### 11.1 自動車のかじ取装置

堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして、強度、操作性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第169条第1項関係）

### 11.2 かじ取装置の運転者の保護に係る性能

自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 1.5 トン以上のもの及び被牽引自動車を除く。）のかじ取装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第169条第2項関係）

#### 細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」

この技術基準は、法第41条第1項の次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用 OBD」という。）を備える普通自動車及び小型自動車に適用する。

- ①操縦装置のうち、かじ取装置（協定規則第79号に定める高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。）
- ②制動装置のうち、
  - ・走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置
  - ・走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置
  - ・緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置
  - ・衝突被害軽減制動制御装置
- ③ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- ④警報装置のうち車両接近通報装置
- ⑤自動運行装置

**細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」**

本技術基準は、自動車（下記を除く）に備えるかじ取装置に適用する。

- ①貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 1.5t 以上のもの
- ②上記①の自動車の形状に類する自動車

## 11の2. 施錠装置等（保安基準第11条の2関係）

### 11の2. 1 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5トンを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）

原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置には、施錠装置を備えなければならない。

### 11の2. 2 構造、施錠性能等

自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、構造、施錠性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第170条第1項関係）

### 11の2. 3 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2トンを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザ

イモビライザの作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、構造、施錠性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

※イモビライザ：原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的方法により停止させる装置

【省 略】告示で定める基準（細目告示第170条第3項及び第4項関係）

## 1 2. 制動装置（保安基準第 12 条関係）

### 1 2. 1 制動性能

自動車には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し告示で定める基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。

【省 略】車両総重量 750 キログラム以下の被牽引自動車の制動性能

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 171 条第 1 項及び第 2 項関係）  
告示で定める基準（細目告示第 171 条第 6 項関係）

#### 告示で定める基準（細目告示第 171 条第 8 項関係）

車両総重量が 3.5t 超の貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車及び高速道路等において運行しないものを除く。）は、次に掲げる基準に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。

- ①衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。  
この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。
- ②衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。

#### 告示で定める基準（細目告示第 171 条第 9 項関係）

車両総重量が 3.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）は、次に掲げる基準に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。

- ①衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。  
この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。
- ②衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。

【省 略】別添 113 「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」

## **12.2 制動装置の制御関係（細目告示第171条第11項関係）**

走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り若しくは転覆を有効に防止することができる装置、緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置又は衝突被害軽減制動制御装置であって、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないものは、第2項、第8項及び第9項に掲げる基準に適合しないものとする。

【参考】「11.2 かじ取装置の運転者の保護に係る性能」の「細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」

---

## **13. 連結車両の制動装置（保安基準第13条関係）**

【省 略】

---

#### 14. 緩衝装置（保安基準第14条関係）

自動車には、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものとして、強度、緩衝性能等に関し告示で定める基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。

##### 告示で定める基準（細目告示第173条第1項及び第2項関係）

- ①ばねに損傷があり、リーフに著しいずれがあり、又は左右のばねのたわみに著しい不同があるもの
- ②センター・ボルト、Uボルト、クリップ・ボルト及びナット又はクリップ・バンドに損傷若しくは脱落又は緩みがあるもの
- ③ブラケット又はスライディング・シートに損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの
- ④シャックル又はシャックル・ピンに著しい摩耗があるもの
- ⑤サスペンション・アーム等のアーム類、トルク・ロッド等のロッド類又はスタビライザ等に損傷があり、又は取付部に著しいがたがあるもの
- ⑥サスペンション・アーム等のアーム類等のダスト・ブーツに損傷があるもの
- ⑦空気ばねのベローズ等に損傷若しくは空気漏れがあり、又は左右の空気ばねの高さに著しい不同があるもの
- ⑧ばねの端部がブラケットから離脱しているもの又は離脱するおそれがあるもの
- ⑨ストラットに損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの
- ⑩ショック・アブソーバに著しい液漏れ、ガス漏れ若しくは損傷があり、又は取付部に緩みがあるもの
- ⑪改造を行ったことにより次のいずれかに該当するもの
  - イ 切断等によりばねの一部又は全部を除去したもの
  - ロ ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有するもの
  - ハ ばねの取付方法がその機能を損なうおそれのあるもの

【他の記載事項については省略】

## 15. 燃料装置（保安基準第15条関係）

### 15.1 強度、構造、取付方法等

ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第174条関係第1項関係）

- ①燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。
  - イ 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの
  - ロ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの又は他の部分との接触により燃料漏れが発生するおそれがあるもの
- ②燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。
  - イ 通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。
  - ロ 露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。
  - ハ 座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。

【省 略】別添101「燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」

### 15.2 燃料タンク及び配管（車両総重量が3.5トンを超える自動車を除く。）

【省 略】

---

## 16. 発生炉ガス燃料装置（保安基準第16条関係）

【省 略】

## 17. 高圧ガス燃料装置（保安基準第17条関係）

【省 略】

---

## 17の2. 電気装置（保安基準第17条の2関係）

### 17の2. 1 取付位置、取付方法、性能等

自動車の電気装置は、火花による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものとして、取付位置、取付方法、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第177条第1項関係）

- ①車室内及びガス容器が取り付けられているトランク等の仕切られた部分の内部（以下「車室内等」という。）の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。
- ②車室内等の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。
- ③蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようにしていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。
- ④電気装置の発する電波が、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものであること。この場合において、自動車雑音防止用の高圧抵抗電線、外付抵抗器等を備え付けていない等電波障害防止のための措置をしていないものは、この基準に適合しないものとする。

### 17の2. 2 自動車の制御

自動車の電気装置は、電波による影響により当該装置を備える自動車の制御に重大な障害を生ずるおそれのないものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 177 条第 2 項関係）

### 17の2. 3 サイバーセキュリティ

自動車の電気装置は、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保できるものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 177 条第 3 項関係）

### 17の2. 4 電気装置に組み込まれたプログラム等

自動車の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 177 条第 4 項関係）

### 17の2. 5 電力により作動する原動機を有する自動車の電気装置

電力により作動する原動機を有する自動車（被牽引自動車を除く。）の電気装置は、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないもの
- ②当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないもの

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 177 条第 5 項及び第 6 項関係）

## 18. 車体及び車枠（保安基準第18条関係）

### 18.1 自動車の車枠及び車体の基準

- ①車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものとして、強度、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものであること。

#### 告示で定める基準（細目告示第178条第1項関係）

- ①車枠及び車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- ②車体は、車枠に確実に取り付けられ、振動、衝撃等によりゆるみを生じないようにしていること。
- ③車枠及び車体は、著しく損傷していないこと。

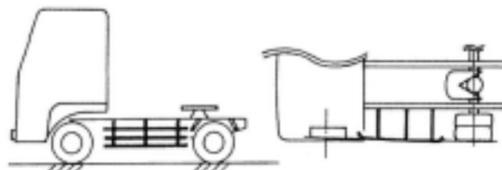
- ②車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起がないこと、回転部分が突出していないこと等他の交通の安全を妨げるおそれのないものとして、告示で定める基準に適合するものであること。

#### 告示で定める基準（細目告示第178条第2項関係）

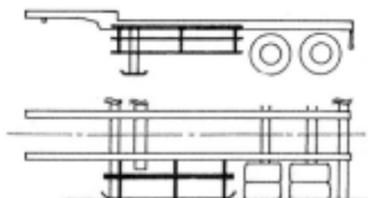
- ①自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 $30^{\circ}$ 及び後方 $50^{\circ}$ に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。
- ②貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であつて、保安基準第18条の2第1項の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線（前車輪を有しない被牽引自動車にあつては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線）より外側に取り付けられているもの。

(参考図)

例1



例2



**告示で定める基準（細目告示第 178 条第 3 項関係）**

自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラであって、次の要件に適合するもの。

【省 略】エア・スポイラの要件

**【省 略】告示で定める基準（細目告示第 178 条第 4 項関係）**

③最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、告示で定める距離以下であること。

**告示で定める基準（細目告示第 178 条第 6 項及び第 7 項関係）**

①最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。

②最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下であることとする。

物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては 3 分の 2 以下、その他の自動車のうち小型自動車にあつては 20 分の 11 以下であることとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブームを含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

【他の記載事項については省略】

### 18.2 「前面衝突」に関する「乗車人員」の保護に係る性能

自動車（下記の①及び②を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トンを超えるもの
- ②被牽引自動車

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 178 条第 8 項関係）

### 18.3 「前面の一部衝突」に関する「乗車人員」の保護に係る性能

自動車（下記の①及び②を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 2.5 トンを超えるもの
- ②被牽引自動車

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 178 条第 9 項関係）

### 18.4 「側面衝突」に関する「乗車人員」の保護に係る性能

自動車（下記の①及び②を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トンを超えるもの
- ②被牽引自動車

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 178 条第 10 項関係）

### 18.5 「側面の一部衝突」に関する「乗車人員」の保護に係る性能

自動車（下記の①から③を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち変形を生じた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する自動車であって、運転者席の「着席基準点」と前車軸中心線を含む平面と前車軸中心線を含む水平面とのなす角度が22.0度以上であり、かつ、運転者席の着席基準点から後車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離の運転者席の着席基準点から前車軸中心線を含む鉛直面までの水平距離に対する比が1.30以上のもの

【省 略】着座基準点（細目告示第178条第12項関係）

- ②車両総重量3.5トンを超える自動車  
③被牽引自動車

【省 略】告示で定める基準（細目告示第178条第11項関係）

### 18.6 「前面の衝突」に関する「歩行者」の保護に係る性能

自動車（下記①及び③を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量3.5トン以下であり、かつ、運転者席の「着席基準点」が前車軸中心線から後方に1.1メートルの線より後方に位置するものを除く。）

【省 略】着座基準点（細目告示第178条第12項関係）

- ②上記①の自動車の形状に類する自動車  
③被牽引自動車

【省 略】告示で定める基準（細目告示第178条第13項関係）

### 18.7 転覆等により車体上部が変形した際の「乗車人員」の保護に係る性能

自動車（下記の①から③を除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①車両総重量 12 トン以下の自動車
- ②貨物の運送の用に供する自動車
- ③上記①及び②の自動車の形状に類する自動車

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 178 条第 14 項関係）

### 18.8 最大積載量の表示

自動車の車体の後面には、最大積載量（タンク自動車にあつては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名）を表示しなければならない。

告示で定める基準（細目告示第 178 条第 16 項関係）

最大積載量の単位記号は、kg 又は t とし、最大積載容積の単位記号は、L 又は m<sup>3</sup> とする。

## 18の2. 巻込防止装置等（保安基準第18条の2関係）

### 18の2. 1 巻込防止装置

#### ①強度、形状等

貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が8トン以上の普通自動車の両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。ただし、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車にあっては、この限りでない。

#### 告示で定める基準（細目告示第179条第1項及び第2項関係）

- ①堅ろうであること。この場合において、腐食等により取り付けが確実でないものは、この基準に適合しないものとする。
- ②板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。この場合において、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とは、巻込防止装置の平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状（3本以上）又はこれに準ずる形状をいう。
- ③貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のものを除く。）についての上記②の規定の適用については、省令により、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とあるのは「歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造」とする。この場合において、鋼管一本等の形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。

#### 告示で定める構造の自動車（細目告示第179条第3項関係）

「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」とは自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車とする。

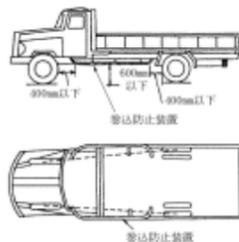
②取付位置、取付方法等

その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

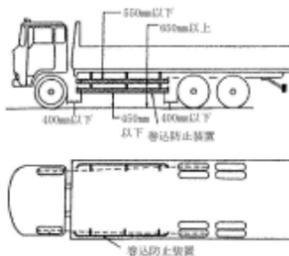
告示で定める基準（細目告示第179条第4項及び第5項関係）

- ①巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450mm以下、その上縁の高さが地上650mm以上となるように取り付けられていること。
- ②巻込防止装置は、空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取り付けられていること。この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等との間隔が550mm以下となるように取り付けられている巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。
- ③巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)

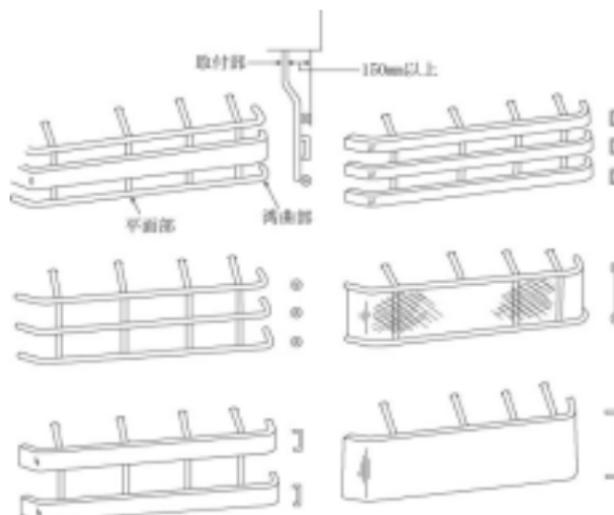


(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



- ④巻込防止装置は、その平面部が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になり、かつ、その取付部が平面部より 150mm 以上内側になるように取り付けられていること。

(例)



- ⑤巻込防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。
- ⑥貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上のものを除く。）についての上記①及び②の規定の適用については、省令により、「告示で定める構造の自動車（細目告示第 179 条第 2 項関係）」①及び②の規定にかかわらず、空車状態において、運転者席乗降口付近を除き、巻込防止装置の下縁の高さが地上 600mm 以下となるように取り付けられていることとする。

## 18の2. 2 突入防止装置

### ①強度、形状等

自動車（牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして告示で定める構造の自動車にあっては、この限りでない。

#### 告示で定める基準（細目告示第180条第1項関係）

- ①自動車（牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状その他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であること。
- ②貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものに備える突入防止装置は、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が著しく突入することを防止することができる構造であり、かつ、当該装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120mm（車両総重量が8t以下の自動車、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車にあっては100mm）以上であること。
- ③突入防止装置は、堅ろうで運行に十分耐えるものであり、次に掲げるものでないこと。  
イ 腐食等により取付けが確実でないもの  
ロ イに掲げるもののほか、堅ろうでないもの
- ④突入防止装置は、外側端部が後方に曲がっている、又は鋭利な突起を有する等歩行者等に接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

【省 略】告示で定める構造の自動車（細目告示第180条第2項関係）

### ②取付位置、取付方法等

その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第180条第3項関係）

- ①突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上450mm以下（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては地上500mm以下）となるように取り付けられていること。ただし、車両総重量が8t以下の自動車、自動車の最後

部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が 2,550mm（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあつては2,260mm）を超えるもの、2以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車にあつては、地上550mm以下であればよい。

- ②突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。
- ③突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあるよう取り付けられていること。ただし、当該装置が、後軸の車輪の最外側を超える車体後面の構造部として格納されている場合には、その平面部の最外縁は後軸の車輪の最外側を超えてもよい。
- ④突入防止装置は、その平面部から空車状態において地上1,500mm以下にある車体後面（車体後面からの突出量が50mm以上のフック、ヒンジ等の付属物を有する自動車にあつては当該付属物の後端から前方50mm）までの水平距離が300mm以下（車両総重量が8t以下の自動車（被牽引自動車を除く。）にあつては400mm以下。被牽引自動車（コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの（荷台が傾斜するものを除く。）に限る。）にあつては200mm以下。）であつて、取り付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取り付けられていること。
- ⑤突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

【他の記載事項については省略】

## 18の2.3 前部潜り込み防止装置

### ①強度、形状等

貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トンを超えるものの前面には、他の自動車が衝突した場合に衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する前部潜り込み防止装置を備えなければならない。ただし、前部潜り込み防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が衝突した場合に衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止することができる構造を有するものとして告示で定める自動車にあつては、この限りでない。

#### 告示で定める基準（細目告示第180条の2第1項関係）

①車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあつては、他の自動車が衝突した場合にその自動車の車体前部が著しく潜り込むことを有効に防止することができる構造であるものとする。この場合において、次に掲げる要件を満たすものはこの基準に適合するものとする。

イ 平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上（車両総重量が12tを超える自動車にあつては120mm以上）であること。

ロ 端部が前方に曲がっておらず、かつ、鋭い突起を有するものその他歩行者等に接触した場合に当該歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

②車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあつては、堅ろうであり、かつ、板状その他他の自動車が衝突した場合に当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができる形状のものとする。

#### ただし書きの告示で定める自動車（細目告示第180条の2第4項関係）

①車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 車体前面の構造部の平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上（車両総重量が12tを超える自動車にあつては120mm以上）であつて、当該構造部の最外縁は最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に100mm以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に200mm以内にあること。

ロ 車体前面の構造部の平面部の下縁の高さは、空車状態において地上400mm以下にあること。

ハ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上 1.8m 以下にある当該自動車の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は、400mm 以下であること。

- ②車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車にあつては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上 400mm 以下であること。

②取付位置、取付方法等

前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

告示で定める自動車（細目告示第 180 条の 2 第 5 項及び第 6 項関係）

- ①車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 平面部の下縁の高さは、空車状態において地上 400mm 以下であること。

ロ 最外縁は、最前軸の車輪を覆う泥よけの最外側（泥よけを有しない自動車にあつては、最前軸の車輪の近傍にある自動車の最外側）より車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側にあり、かつ、最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 100mm 以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 200mm 以内であること。

ハ 平面部と空車状態における地上 1.8m 以下にある当該自動車の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は 400mm 以内であり、かつ、平面部が自動車の前端に近い位置にあること。

ニ 衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けること。

- ②車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 平面部は、空車状態においてその下縁の高さが地上 400mm 以下であること。

ロ 衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けること。

- ③上記①の基準を満たす前部潜り込み防止装置は、当該自動車に取り付けた状態のまま、その位置を変えることができる。この場合において、当該前部潜り込み防止装置は取り付けられた位置から意図せず移動しないように確実に取り付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならない。

【省 略】別添 107 「前部潜り込み防止装置の技術基準」

## 19. 連結装置（保安基準第19条関係）

牽引自動車及び被牽引自動車の連結装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、牽引自動車と被牽引自動車とを相互に確実に結合するものとして、強度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

### 告示で定める基準（細目告示第181条関係）

- ①牽引自動車及び被牽引自動車の連結装置は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
- ②牽引自動車及び被牽引自動車の連結装置は、相互に確実に結合する構造であること。
- ③牽引自動車又は被牽引自動車の連結装置には、走行中振動、衝撃等により分離しないように適当な安全装置を備えること。
- ④上記①から③において、貨物自動車等の車枠の先端に設けられた被牽引自動車を牽引することを目的としない応急用の牽引こう等は、連結装置に含まないものとする。

## 20. 乗車装置（保安基準第20条関係）

### 20.1 安全な乗車を確保できる装置

自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できるものとして、構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第182条第1項関係）

自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならない。

【他の記載事項については省略】

### 20.2 換気

自動車の運転者室は、必要な換気を得られる構造でなければならない。

### 20.3 内装

自動車の座席、座席ベルト、頭部後傾抑止装置、天井張り、内張りその他の運転者室の内装には、告示で定める基準に適合する難燃性の材料を使用しなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第182条第2項関係）

### 20.4 サンバイザ

自動車のサンバイザ（車室内に備える太陽光線の直射による乗車人員のげん惑を防止するための装置をいう。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第182条第6項及び第7項関係）

## 2 1. 運転者席（保安基準第 21 条関係）

### 2 1. 1 視野、物品積載装置等との隔壁の構造等

自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして、運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

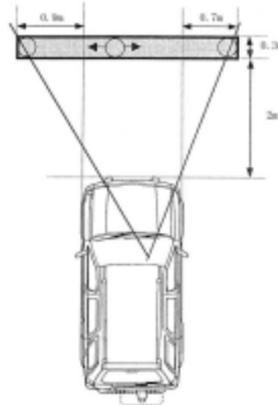
#### 告示で定める基準（細目告示第 183 条第 1 項関係）

①貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5t 以下のものの運転者席は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さ 1 m 直径 30 cm の円柱をいう。）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。ただし、A ピラー、窓拭き器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。

- (1) 当該自動車の前面から 2m の距離にある鉛直面
- (2) 当該自動車の前面から 2.3m の距離にある鉛直面
- (3) 自動車の左側面（左ハンドル車にあつては「右側面」）から 0.9m の距離にある鉛直面
- (4) 自動車の右側面（左ハンドル車にあつては「左側面」）から 0.7m の距離にある鉛直面

(参考図)



【他の記載事項については省略】

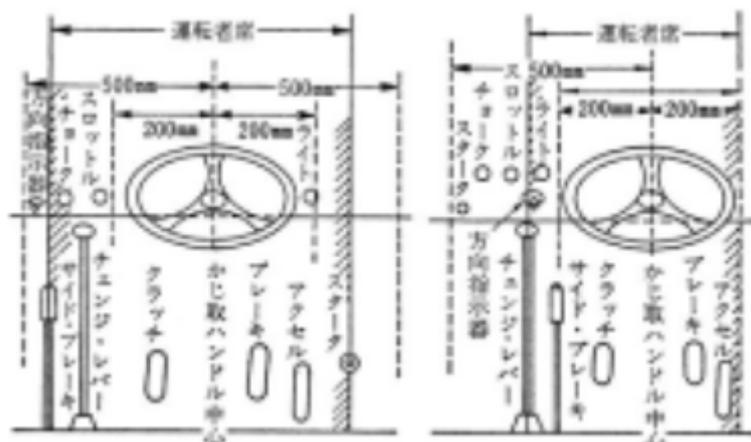
## 2.2. 座席（保安基準第 22 条関係）

### 2.2.1 必要な空間及び当該座席の向き

座席は、安全に着席できるものとして、着席するのに必要な空間及び当該座席の向きに関し告示で定める基準に適合するように設けられていなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第 184 条第 1 項関係）

自動車の運転者席の幅は、保安基準第 10 条各号に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。



### 2.2.2 貨物の運送の用に供する自動車の座席（当該座席の取付装置を含む。）

当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第 184 条第 6 項関係）

- ①座席及び当該座席の取付装置は、車体に確実に取り付けられていること。
- ②座席のスライド機構及びリクライニング機構等の調整機構を有する座席は、全ての座席調整位置に保持できるものであること。
- ③座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造であること。

【省 略】自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）の基準

## 22の2. 補助座席定員（保安基準第22の2条関係）

【省 略】

## 22の3. 座席ベルト等（保安基準第22の3条関係）

### 22の3. 1 備え付け

次の表の上欄に掲げる自動車には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
車両総重量が 3.5 トン以下のもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	前欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
車両総重量が 3.5 トンを超えるもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席（告示で定める基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	前欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

### 告示で定める基準（細目告示第186条第1項2号関係）

貨物の運送の用に供する自動車の運転者席及びこれと並列の座席のうち車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗車人員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有していること。

**告示で定める基準（細目告示第 186 条第 2 項及び第 3 項関係）**

第二種座席ベルト：三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。

第一種座席ベルト：二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。

**22 の 3. 2 強度、取付位置等**

上記 22 の 3.1 項の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

**【省 略】** 告示で定める基準（細目告示第 186 条第 4 項関係）

**22 の 3. 3 構造、操作性能等**

上記 22 の 3.1 項の座席ベルトは、当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして、構造、操作性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

**【省 略】** 告示で定める基準（細目告示第 186 条第 6 項関係）

### 22の3. 4 運転者への警報性能等

次の表の上欄に掲げる自動車には、同表の下欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、警報性能等に関し告示で定める基準に適合する装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別
車両総重量が3.5トン以下のもの	運転者席その他の座席
車両総重量が3.5トンを超えるもの	運転者席及びこれと並列の座席

#### 告示で定める基準（細目告示第186条第12項関係）

自動車の種別に応じ同表の右欄に掲げる自動車の座席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、下記に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。

- ①当該座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置
- ②当該座席の座席ベルトが装着されたときに、警報が停止しない装置
- ④発する警報を運転者席において容易に判別できない装置

### 22の4. 頭部後傾抑止装置等（保安基準第22の4条関係）

自動車（車両総重量が3.5トンを超える自動車を除く。）の座席のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第187条第1項関係）

---

**22の5. 年少者用補助乗車装置等（保安基準第22の5条関係）**

【省 略】

**23. 通路（保安基準第23条関係）**

【省 略】

**24. 立席（保安基準第24条関係）**

【省 略】

**25. 乗降口（保安基準第25条関係）**

【省 略】

**26. 非常口（保安基準第26条関係）**

【省 略】

---

## 27. 物品積載装置（保安基準第27条関係）

### 27.1 物品の積載装置

自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして、強度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第193条第1項関係）

自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造であることとする。この場合において、下記のものは、この基準に適合しないものとする。

- ①著しく損傷している荷台その他の物品積載装置
- ②自動車の荷台であって、さし枠の取付金具を有するもの

#### 【省略】（細目告示第193条第2項関係）

### 27.2 土砂等運搬大型自動車

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車には、当該自動車の最大積載量をこえて同法第2条第1項に規定する土砂等を積載できるものとして告示で定める物品積載装置を備えてはならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第193条第2項関係）

- ①自動車の荷台であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1m<sup>3</sup>未満は切り捨てるものとする。）で除した数値が1.5t/m<sup>3</sup>未満のもの
- ②上記①に該当しない自動車の荷台であって、さし枠の取付金具を有するもの
- ③上記①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの

#### 【参考】土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（抜粋） （目的）

第1条 この法律は、土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用について必要な規制を行なうとともに、土砂等の運搬に関する事業の協業化等を図ること等により、土砂等の輸送に関する秩序を確立し、もつて道路交通の安全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「土砂等」とは、土、砂利（砂及び玉石を含む。）、砕石その他政令で定める物をいう。

2 この法律において「大型自動車」とは、専ら貨物を運搬する構造の自動車で、国土交通省令で定めるものをいう。

3 この法律において「事業用自動車」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する事業用自動車をいう。

(表示番号の指定)

第3条 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものを除く。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出るとともに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 経営する事業の種類及び規模その他の概要

三 自動車の自動車登録番号、車名、初度登録年及び最大積載量

四 運搬する主要貨物の種類及びその年間予定数量

五 自動車の車庫又は常置場所の位置

六 運転者を雇用する場合にあつては、運転者の勤務時間、乗務時間及び乗務距離

七 自らその運転者である場合にあつては、その乗務時間及び乗務距離

八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるもの

2 土砂等の運搬の用に供するため大型自動車（事業用自動車であるものに限る。）を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、すみやかに、その旨を国土交通大臣に届け出るとともに、国土交通大臣に申請して、当該大型自動車について表示番号の指定を受けなければならない。

(表示番号等の表示)

第4条 土砂等の運搬の用に供する大型自動車（以下「土砂等運搬大型自動車」という。）を使用する者は、国土交通省令で定めるところにより、前条の規定による指定に係る表示番号その他国土交通省令で定める事項を当該土砂等運搬大型自動車の外側に見やすいように表示しなければならない。

## 28. 高圧ガス運送装置（保安基準第28条関係）

【省略】

## 29. 窓ガラス（保安基準第29条関係）

### 29.1 乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない窓ガラス

自動車の窓ガラスは、告示で定める基準に適合する安全ガラスでなければならない。ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所に備えられたものにあつては、この限りでない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第195条第1項関係）

### 29.2 前面ガラス

自動車の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第195条第2項関係）

- ① 損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであること。
- ② 容易に貫通されないものであること。

### 29.3 可視光線の透過率等

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（告示で定める部分を除く。）は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

告示で定める基準（細目告示第195条第3項関係）

- ① 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。
- ② 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上のものであること。

#### 告示で定める部分（細目告示第 195 条第 4 項関係）

運転者席より後方の部分とする。この場合において、下記の範囲は運転者席より後方の部分とする。

- ①運転者席より後方の座席等の側面ガラス
- ②側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。

この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に 25° の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

#### 29. 4 窓ガラスへの装着、貼付の制限

前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。

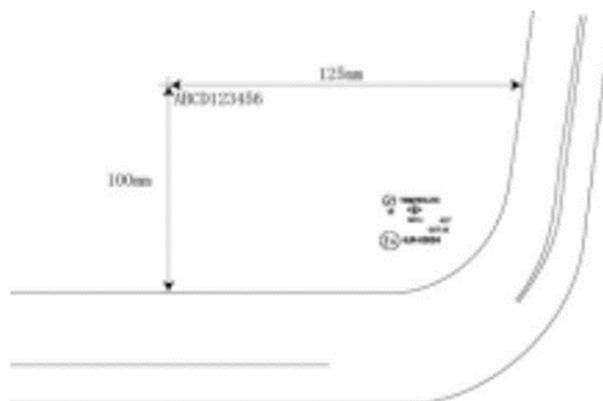
- ①整備命令標章
- ②臨時検査合格標章
- ③検査標章
- ④保安基準適合標章（中央点線のところから二つ折りとしたものに限る。）
- ⑤自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 9 条の 2 第 1 項（同法第 9 条の 4 において準用する場合を含む。）又は第 10 条の 2 第 1 項の保険標章、共済標章又は保険・共済除外標章
- ⑥道路交通法第 63 条第 4 項の標章
- ⑦上記①から⑥に掲げるもののほか、運転者の視野の確保に支障がないものとして告示で定めるもの
- ⑧上記①から⑦に掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したもの

#### 告示で定める部分（細目告示第 195 条第 5 項関係）

貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のものは下記のとおり。

- ①車室内に備える貼り付け式の後写鏡及び後方等確認装置
- ②前面ガラスの規定範囲に貼り付けられた下記機器
  - ・道路等に設置された通信設備との通信のための機器
  - ・ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ
  - ・その他の道路、交通状況若しくは運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ
  - ・車両間の距離を測定するための機器

- ・雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器
  - ・車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器
  - ・受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器
- ③公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれたアンテナであって、規定の要件に該当するもの
- ④窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であって、規定の要件に該当するもの
- ⑤装着され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては可視光線透過率が70%以上であることが確保できるもの。
- ⑥自動車、自動車の装置等の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であつて、側面ガラスのうち、標識又は刻印の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザーストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、本条において同じ。）の下縁から100mm以下、かつ標識又は刻印の前縁がその附近のガラス開口部の後縁から125mm以内となるように貼付又は刻印されたもの。



## 30. 騒音防止装置（保安基準第30条関係）

### 30.1 構造、騒音の大きさ等

自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を著しく発しないものとして、構造、騒音の大きさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第196条第1項3号口関係）

消音器について改造又は交換を行っていない自動車の基準は、別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が細目告示第40条第1項第5号又は細目告示第118条第1項第3号口に規定する基準に適合することを認められた際に確認した近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。

ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える自動車にあつては、当該表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

【省 略】細目告示第40条第1項第5号

細目告示第118条第1項第3号口

別添38「近接排気騒音の測定方法」

別添112「後付消音器の技術基準」

### 30.2 構造、騒音防止性能等

内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止することができるものとして、構造、騒音防止性能等に関し告示で定める基準に適合する消音器を備えなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第196条第2項関係）

- ①消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。
- ②消音器本体が切断されていないこと。
- ③消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。
- ④消音器に破損又は腐食がないこと。
- ⑤消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であつて、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。
- ⑥自動車に備える消音器は加速走行騒音を有効に防止するものであること。

【省 略】上記⑥の自動車に備える消音器の基準（細目告示第196条第3項関係）

## 3 1. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（保安基準第 31 条関係）

### 3 1. 1 発散防止装置

- ①自動車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。
- ②自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を多量に発散しないものとして、燃料の種別等に応じ、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第 197 条第 1 項関係）

軽油を燃料とする自動車は、光吸収係数が  $0.50\text{m}^{-1}$  を超えないものであること。

【省 略】ガソリン・LPG 車のアイドリング規制

- ③上記②の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして、構造、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第 197 条第 2 項関係）

- ①別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、これらの基準に適合しない。

※参考「11.2 かじ取装置の運転者の保護に係る性能」の「細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」

- ②原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面による条件は除く。）はこの基準に適合しないものとする。

イ 触媒等が取り外されているもの

ロ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

ハ 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの

ニ 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの

- ③当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。

ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。

- ④当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者に警報する装置を備えたものであること。なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。
- イ 電源投入時（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時）に警報を発しないもの
  - ロ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（蓄電池を備えない自動車にあっては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から 5 秒後に消灯しないもの）
  - ハ 発する警報を運転席において容易に判断できないもの
- ※⑤については車両総重量が 3.5t を超えるもの以外の自動車については適用しない

【他の記載事項については省略】

- ④内燃機関を原動機とする自動車には、炭化水素等の発散を防止することができるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 197 条第 3 項関係）

- ⑤普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止することができるものとして、当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 197 条第 4 項関係）

- ⑥自動車の客室内の冷房を行うための装置の導管及び安全装置は、乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 197 条第 5 項関係）

- ⑦自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

**告示で定める基準（細目告示第 197 条第 6 項関係）**

- ①排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項（法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。
- ②排気管は、車室内に配管されていない等、排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう配管されていること。
- ③排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）、若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。

【省 略】別添 109「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」

---

**31の2. 窒素酸化物排出自動車等の特例（保安基準第 32 条の 2 関係）**

【省 略】

## 3 2. 前照灯等（保安基準第 32 条関係）

### 3 2. 1 走行用前照灯

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。

ただし、当該装置と同等の性能を有する配光可変型前照灯（夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。以下同じ。）を備える自動車として告示で定めるものにあつては、この限りでない。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定めるもの（細目告示第 198 条第 1 項関係）

告示で定める基準（細目告示第 198 条第 2 項関係）

告示で定める基準（細目告示第 198 条第 3 項及び第 4 項関係）

### 3 2. 2 すれ違い用前照灯

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。

ただし、配光可変型前照灯を備えるものにあつては、この限りでない。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第 198 条第 6 項関係）

告示で定める基準（細目告示第 198 条第 7 項関係）

### 3 2. 3 配光可変型前照灯

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第 198 条第 9 項関係）

告示で定める基準（細目告示第 198 条第 11 項関係）

### 32.4 前照灯照射方向調節装置

自動車には、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する前照灯照射方向調節装置（前照灯（走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯をいう。）の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。）を備えることができる。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 198 条第 13 項関係）

【省 略】前照灯洗浄機（保安基準第 32 条 11～13 項関係）

別添 94 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法

### 33. 前部霧灯（保安基準第33条関係）

自動車の前面には、前部霧灯を備えることができる。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709.pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第199条第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第199条第3項関係）

自動車には、前部霧灯の照射方向の調節に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する前部霧灯照射方向調節装置（前部霧灯の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。）を備えることができる。

【省略】告示で定める基準（細目告示第199条第5項関係）

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 33の2. 側方照射灯（保安基準第33条の2関係）

自動車の前面の両側又は両側面の前部には、側方照射灯を1個ずつ備えることができる。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709.pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第200条第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第200条第3項関係）

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 33の3 低速走行時側方照射灯（保安基準第33条の3関係）

自動車の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709.pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める速度（細目告示第200条の2第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第200条の2第2項関係）

告示で定める基準（細目告示第200条の2第4項関係）

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 34. 車幅灯（保安基準第34条関係）

自動車の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第201条第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第201条第3項関係）

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 34の2. 前部上側端灯（保安基準第34条の2関係）

自動車の前面の両側には、前部上側端灯を備えることができる。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第202条第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第202条第3項関係）

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 34の3. 昼間走行灯（保安基準第34条の3関係）

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、昼間走行灯を備えることができる。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第202条の2第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第202条の2第3項関係）

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

---

### 35. 前部反射器（保安基準第35条関係）

【省 略】

---

#### 35の2. 側方灯及び側方反射器（保安基準第35条の2関係）

次に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。

- ①長さ6メートルを超える普通自動車
- ②長さ6メートル以下の普通自動車である牽引自動車
- ③長さ6メートル以下の普通自動車である被牽引自動車

##### 35の2. 1 側方灯

側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

—保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出 典】告示で定める基準（細目告示第204条第1項関係）  
告示で定める基準（細目告示第204条第3項関係）

##### 35の2. 2 側方反射器

側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

—保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出 典】告示で定める基準（細目告示第204条第5項関係）  
告示で定める基準（細目告示第204条第7項関係）

【省 略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 36. 番号灯（保安基準第36条関係）

自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第205条第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第205条第3項関係）

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 37. 尾灯（保安基準第37条関係）

自動車の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709.pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第206条第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第206条第3項関係）

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 37の2. 後部霧灯（保安基準第37条の2関係）

自動車の後面には、後部霧灯を備えることができる。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709.pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第207条第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第207条第3項関係）

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 37の3. 駐車灯（保安基準第37条の3関係）

自動車の前面及び後面の両側又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709.pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第208条第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第208条第3項関係）

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 37の4. 後部上側端灯（保安基準第37条の4関係）

自動車には、後部上側端灯を備えることができる。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709.pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第209条第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第209条第3項関係）

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 38. 後部反射器（保安基準第38条関係）

自動車の後面には、後部反射器を備えなければならない。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第210条第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第210条第3項関係）

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 38の2. 大型後部反射器（保安基準第38条の2関係）

貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が7トン以上のものの後面には、前条の基準に適合する後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第211条第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第211条第3項関係）

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 38の3. 再帰反射材（保安基準第38条の3関係）

自動車の前面（被牽引自動車の前面に限る。）、両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第211条の2第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第211条の2第3項関係）

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 39. 制動灯（保安基準第39条関係）

自動車の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第212条第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第212条第3項関係）

制動灯を緊急制動表示灯（急激な減速時に灯火装置を点滅させる装置をいう。以下同じ。）として使用する場合にあっては、その間、当該制動灯については、告示で定める基準（細目告示第212条第1項関係）は適用しない。

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

### 39の2. 補助制動灯（保安基準第39条の2関係）

貨物の運送の用に供する自動車（バン型の自動車に限る。）であって車両総重量が3.5トン以下のもの（被牽引自動車を除く。）の後面には、補助制動灯を備えなければならない。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第213条第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第213条第3項関係）

補助制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、その間、当該補助制動灯については告示で定める基準（細目告示第213条第1項関係及び第3項関係）の基準は適用しない。

【省略】別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

#### 40. 後退灯（保安基準第40条関係）

自動車には、後退灯を備えなければならない。

—保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第214条第1項関係）

告示で定める基準（細目告示第214条第3項関係）

#### 4 1. 方向指示器（保安基準第 41 条関係）

自動車（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さが 6 メートル未満となる被牽引自動車を除く。）には、方向指示器を備えなければならない。

##### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

- 【出典】告示で定める基準（細目告示第 215 条第 1 項関係）
- 告示で定める基準（細目告示第 215 条第 3 項関係）
- 告示で定める基準（細目告示第 215 条第 4 項関係）

方向指示器を緊急制動表示灯又は後面衝突警告表示灯として使用する場合にあっては、その間、当該方向指示器については告示で定める基準（細目告示第 215 条第 1 項関係）の基準は適用しない。

【省略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

#### 4 1 の 2. 補助方向指示器（保安基準第 41 条の 2 関係）

自動車の両側面には、補助方向指示器を 1 個ずつ備えることができる。

##### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

- 【出典】告示で定める基準（細目告示第 216 条第 1 項関係）
- 告示で定める基準（細目告示第 216 条第 3 項関係）

補助方向指示器を緊急制動表示灯又は後面衝突警告表示灯として使用する場合にあっては、その間、当該補助方向指示器については上告示で定める基準（細目告示第 216 条第 1 項関係）の基準は適用しない。

【省略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

#### 4 1 の 3. 非常点滅表示灯（保安基準第 41 条の 3 関係）

自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第 217 条第 1 項関係）

告示で定める基準（細目告示第 217 条第 3 項関係）

【省略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

#### 4 1 の 4. 緊急制動表示灯（保安基準第 41 条の 4 関係）

自動車には、緊急制動表示灯を備えることができる。

緊急制動表示灯として使用する灯火装置は、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器とする。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第 217 条の 2 第 1 項関係）

告示で定める基準（細目告示第 217 条の 2 第 3 項関係）

【省略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

#### 4 1 の 5. 後面衝突警告表示灯（保安基準第 41 条の 5 関係）

自動車には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。

後面衝突警告表示灯として使用する灯火装置は、方向指示器又は補助方向指示器とする。

#### —保安基準灯火類一覧表 20240709. pdf の記載事項を参照—

【出典】告示で定める基準（細目告示第 217 条の 3 第 1 項関係）

告示で定める基準（細目告示第 217 条の 3 第 3 項関係）

【省略】別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」

## 4 2. その他の灯火等の制限（保安基準第 42 条関係）

自動車には、第 32 条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

### 告示で定める灯火（細目告示第 218 条第 2 項関係）

#### －橙色及び赤色灯火の禁止－

自動車には、下記の灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上 2.5m 以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。

- ①側方灯
- ①の 2 尾灯
- ①の 3 後部雾灯
- ①の 4 駐車灯
- ①の 5 後部上側端灯
- ②制動灯
- ②の 2 補助制動灯
- ③方向指示器
- ④補助方向指示器
- ④の 2 非常点滅表示灯
- ④の 3 緊急制動表示灯
- ④の 4 後面衝突警告表示灯
- ⑤緊急自動車の警光灯
- ⑥火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
- ⑦労働安全衛生法施行令第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火
- ⑧運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
- ⑨イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であつて車室外に備えるもの（光度が 0.5cd 超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20 cm<sup>2</sup>以下のものに限る。）
- ⑩アンサーバック機能を有する灯火

告示で定める灯火（細目告示第 218 条第 3 項関係）

－白色灯火の禁止－

自動車には、下記の灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。

- ①低速走行時側方照射灯
- ②番号灯
- ③後退灯
- ④室内照明灯
- ⑤その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火
  - イ 運転者席で点灯できない灯火
  - ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの（走行装置に動力を伝達することができる状態においてのみ点灯できる構造を有するものを除く。）
- ⑥運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
- ⑦イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって車室外に備えるもの（光度が 0.5cd 超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20 cm<sup>2</sup>以下のものに限る。）
- ⑧アンサーバック機能を有する灯火

告示で定める灯火（細目告示第 218 条第 4 項及び第 5 項関係）

－その他の色の灯火の禁止－

- ①自動車の前面ガラスの上方には、灯光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。
- ②自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。

## 告示で定める灯火（細目告示第 218 条第 6 項関係）

### 一点滅する灯火又は光度が増減する灯火の禁止一

自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変わる灯火を含む。）を備えてはならない。

- ① 曲線道路用配光可変型前照灯
- ② 配光可変型前照灯（運転支援プロジェクションを表示する走行用ビームを発することができる機能を有するものを含む。）
- ②の2 昼間走行灯
- ③ 側方灯
- ④ 方向指示器
- ⑤ 補助方向指示器
- ⑥ 非常点滅表示灯
- ⑦ 緊急制動表示灯
- ⑦の2 後面衝突警告表示灯
- ⑧ 非常灯（室内照明灯と兼用するものに限る。）
- ⑨ 労働安全衛生法施行令第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火
- ⑨ 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火
- ⑩ 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
- ⑪ 制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。）
- ⑫ イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって車室外に備えるもの（光度が 0.5cd 超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20 cm<sup>2</sup>以下のものに限る。）
- ⑬ アンサーバック機能を有する灯火

#### 告示で定める灯火（細目告示第 218 条第 7 項関係）

##### 一 灯火と連動して作動する灯火等の禁止一

自動車（緊急自動車を除く。）には、下記の灯火と連動して作動する灯火（保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

- ①制動灯
- ②補助制動灯
- ③後退灯
- ④方向指示器
- ⑤補助方向指示器
- ⑥緊急制動表示灯
- ⑦後面衝突警告表示灯
- ⑧速度表示装置の速度表示灯
- ⑨運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

#### 告示で定める反射器（細目告示第 218 条第 8 項関係）

自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。

#### 告示で定めるその他の基準（細目告示第 218 条第 9 項～第 11 項、第 13 項関係）

- ①自動車には、保安基準第 32 条から第 41 条の 5 までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。
- ②自動車に備える灯火の直射光又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。
- ③「告示で定める基準（細目告示第 218 条第 2 項関係）」①の 2 から②の 2 まで及び⑦に掲げる灯火（同項①の 4 に掲げる灯火にあつては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。
- ④火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火は、他の灯火と兼用のものであってはならない。

#### 告示で定める灯火の光度の基準（細目告示第 218 条第 12 項関係）

自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、昼間走行灯、側方灯、番号灯、後部霧灯（細目告示第 218 条第 6 項第 15 号から第 17 号までに掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、アンサーバック機能を有する灯火及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が 300cd 以下のものでなければならない。

【省 略】細目告示第 218 条第 6 項第 15 号から第 17 号までに掲げるもの

### 4 3. 警音器（保安基準第 43 条関係）

#### 4 3. 1 備え付け

自動車（被牽引自動車を除く。）には、警音器を備えなければならない。

#### 4 3. 2 音色、音量等

警音器の警報音発生装置は、下記 43.3 項に定める警音器の性能を確保できるものとして、音色、音量等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

##### 告示で定める基準（細目告示第 219 条第 1 項関係）

警音器の警報音発生装置の音が、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであることとする。この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。

- ①音が自動的に断続するもの
- ②音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの
- ③運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの

#### 4 3. 3 警告方法等

自動車の警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして、音色、音量等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

##### 告示で定める基準（細目告示第 219 条第 2 項関係）

- ①警音器の音の大きさ（2 以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方 7m の位置において 112dB 以下 87dB 以上であること。
- ②警音器は、サイレン又は鐘でないこと。

#### 4 3. 4 留意事項

自動車（緊急自動車を除く。）には、車外に音を発する装置であつて警音器と紛らわしいものを備えてはならない。ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため自動車が右左折、進路の変更若しくは後退するときその旨を歩行者等に警報するブザその他の装置又は盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザその他の装置については、この限りでない。

### 4 3 の 2 . 非常信号用具（保安基準第 43 条の 2 関係）

自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し告示で定める基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。ただし、被牽引自動車にあっては、この限りでない。

#### 告示で定める基準（細目告示第 220 条第 1 項関係）

- ①夜間 200m の距離から確認できる赤色の灯光を発するものであること。
- ②自発光式のものであること。
- ③使用に便利な場所に備えられたものであること。
- ④振動、衝撃等により、損傷を生じ、又は作動するものでないこと。

#### 【省 略】告示で定める基準（細目告示第 220 条第 2 項関係）

### 4 3 の 3 . 警告反射板（保安基準第 43 条の 3 関係）

自動車に備える警告反射板は、その反射光により他の交通に警告することができるものとして、形状、反射光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第 221 条関係）

- ①警告反射板の反射部は、一辺が 400mm 以上の中空の正立正三角形で帯状部の幅が 50mm 以上のものであること。
- ②警告反射板は、夜間 150m の距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
- ③警告反射板による反射光の色は、赤色であること。
- ④警告反射板は、路面上に垂直に設置できるものであること。

#### 4 3 の 4 . 停止表示器材（保安基準第 43 条の 4 関係）

自動車に備える停止表示器材は、けい光及び反射光により他の交通に当該自動車が停止していることを表示することができるものとして、形状、けい光及び反射光の明るさ、色等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

停止表示器材は、使用に便利な場所に備えられたものでなければならない。

##### 告示で定める基準（細目告示第 222 条関係）

- ①停止表示器材は、規定の様式の中空の正立正三角形の反射部及び蛍光部又は中空の正立正三角形の蛍光反射部を有するものであること。
- ②停止表示器材は、夜間 200m の距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
- ③停止表示器材は、昼間 200m の距離からその蛍光を確認できるものであること。
- ④停止表示器材による反射光の色は赤色であり、かつ、当該停止表示器材による蛍光の色は、赤色又は橙色であること。
- ⑤停止表示器材は、路面上に垂直に設置できるものであること。
- ⑥停止表示器材は、容易に組み立てられる構造であること。
- ⑦停止表示器材は、使用に便利な場所に備えられたものであること。

#### 4 3 の 5 . 盗難発生警報装置（保安基準第 43 条の 5 関係）

自動車には、盗難発生警報装置（自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生している旨を音又は音及び灯光等により車外へ警報することにより自動車の盗難を防止する装置をいう。以下同じ。）を備えることができる。

貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2 トンを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 223 条第 1 項関係）

#### 4 3 の 6 . 車線逸脱警報装置（保安基準第 43 条の 6 関係）

貨物の運送の用に供する自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5 トンを超えるものには、安全な運行を確保できるものとして、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する車線逸脱警報装置を備えなければならない。ただし、高速道路等において運行しない自動車にあつては、この限りでない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 223 条の 2 第 1 項関係）

#### 4 3 の 7 . 車両接近通報装置（保安基準第 43 条の 7 関係）

電力により作動する原動機を有する自動車（被牽引自動車を除く。）には、当該自動車の接近を歩行者等に通報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合する車両接近通報装置を備えなければならない。ただし、走行中に内燃機関が常に作動する自動車にあつては、この限りでない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 223 条の 3 第 1 項関係）

#### 4 3 の 8 . 事故自動緊急通報装置（保安基準第 43 条の 8 関係）

自動車（次に掲げるものを除く。）に備える事故自動緊急通報装置は、当該自動車に衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、その旨及び当該事故の概要を所定の場所に自動的かつ緊急に通報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3.5 トンを超えるもの
- ②上記①の自動車の形状に類する自動車
- ③被牽引自動車

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 223 条の 4 関係）

#### 43の9. 側方衝突警報装置（保安基準第43条の9関係）

下記の自動車（被牽引自動車及び側方衝突警報装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）には、自転車の乗車人員等が当該自動車の左側面に衝突するおそれがある場合に、その旨を運転者に警報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合する側方衝突警報装置を備えなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トンを超えるもの
- ②上記①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

【省 略】告示で定める基準（細目告示第223条の5第1項関係）

#### 43の10. 車両後退通報装置（保安基準第43条の10関係）

##### 43の10. 1 備え付け

自動車（次に掲げるものを除く。）には、車両後退通報装置（自動車が後退している旨を歩行者等に通報する装置をいう。以下この条において同じ。）を備えなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トン以下のもの
- ②上記①の自動車の形状に類する自動車
- ③被牽引自動車

##### 43の10. 2 音色、音量等

車両後退通報装置の通報音発生装置は、歩行者等が確実に聞き取ることができる通報音を発することができるものとして、音色、音量等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第223条の6第1項関係）

##### 43の10. 3 警告方法等

車両後退通報装置は、自動車の後退を歩行者等に通報することにより歩行者等の当該自動車との衝突を防止することができるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第223条の6第2項関係）

【省 略】別添128「車両後退通報装置の通報音の測定方法」

## 4 4. 後写鏡等（保安基準第 44 条関係）

### 4 4. 1 後写鏡

#### 4 4. 1 備え付け

自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する後方等確認装置を備える自動車にあつては、この限りでない。

#### 告示で定める基準（細目告示第 224 条第 1 項関係）

- ①カメラ（後方等確認装置のうち自動車の周辺状況を把握するために必要な視界の画像情報を撮影する装置をいう。以下この項において同じ。）は容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
- ②カメラ（地上 1.8m 以下に取り付けられているものに限る。）は歩行者等に接触した場合において、当該歩行者等に傷害を与えるおそれがないものとして衝撃を緩衝できる構造であること。
- ③車室内に備えるカメラ及び画像表示装置（後方等確認装置のうちカメラにより撮影した画像情報を運転者に表示する装置をいう。以下この項において同じ。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。
- ④画像表示装置が表示する画像は明瞭かつ容易に確認できるものであること。
- ⑤画像表示装置の輝度は手動又は自動で調整可能なものであり、夜間において運転者の視界の妨げとならないこと。
- ⑥後方等確認装置は故障時に運転者へ視覚的に確認できる表示による警報機能を有しており、当該表示により警報されていないものであること。

### 4 4. 2 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等

自動車に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線付近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第 224 条第 2 項関係）

- ①容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
- ②取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

③車室内に備えるものは、当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

※普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）については③は適用外。

④鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと

#### 4 4 . 3 取付位置、取付方法等

上記 44.1 項の後方等確認装置並びに 44.2 項の後写鏡は、それぞれ、これらの規定に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 224 条第 5 項関係）

## 4.4.2 障害物を確認できる鏡その他の装置

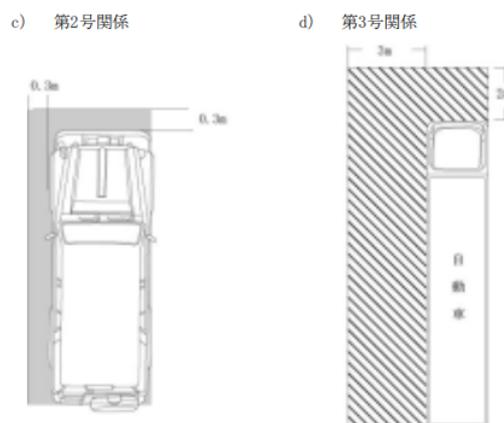
### 4.4.4.1 備え付け

自動車（被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において告示で定める障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

#### 告示で定める基準（細目告示第224条第8項関係）

自動車	障害物
①貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの	イ 視覚的方法により確認する場合は、当該自動車の車体外後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲（車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該車体外後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲を除く。）にあり、車体と接する高さ1m直径30cmの円柱 ロ 検知装置により確認する場合は、協定規則第166号の規則15.3.に定める範囲に設置した協定規則第166号附則12の規則1.1.に定めるテスト対象物
②小型自動車、普通自動車（前号及び次号の自動車を除く。）	当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面（左ハンドル車にあっては右側面）から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している高さ1m直径30cmの円柱。ただし、前号の自動車（指定自動車等に限る。）と運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一の自動車にあっては、前号イ又はロに掲げる障害物であってもよい。
③車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの	当該自動車の前面から2m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にあり、高さ1m直径30cmの円柱

(参考図) 障害物を確認できなければならない範囲



#### 4 4. 5 運転者の視野、歩行者等の保護

鏡その他の装置は、障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第 224 条第 9 項関係）

- ①鏡又はカメラ及び画像表示装置により構成される装置にあつては、運転者が運転者席において、「告示で定める基準（細目告示第 224 条第 8 項関係）、以下、前項」①イ、②（同②ただし書の自動車にあつては、前項①イに限る。）及び③に掲げる障害物の少なくとも一部（A ピラー、窓拭き器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を、視覚的方法により確認できるものであること。
- ②取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
- ③カメラ及び画像表示装置により構成される装置並びに検知装置にあつては、運転者が確認しようとするときは、確実に機能するものであること。この場合において、当該装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

#### 4 4. 6 取付位置、取付方法等

上記 44.4 項の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 224 条第 10 項及び第 11 項関係）

#### 4 4 の 2 . 後退時車両直後確認装置（保安基準第 44 条の 2 関係）

自動車（被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。ただし、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を直接確認できる構造を有するものとして告示で定める自動車にあつては、この限りでない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 224 条の 2 第 1 項関係）

【省 略】告示で定めるただし書の自動車（細目告示第 224 条の 2 第 4 項関係）

## 45. 窓ふき器等（保安基準第45条関係）

### 45.1 窓ふき器

自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第225条第1項関係）

### 45.2 洗浄液噴射装置及びデフロスタ

窓ふき器を備えなければならない自動車には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスタは備えることを要しない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第225条第3項関係）

## 46. 速度計等（保安基準第46条関係）

### 46.1 速度計

自動車（被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、取付位置、精度等に関し告示で定める基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第226条第1項関係）

①運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ 速度が km/h で表示されないもの

ロ 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの

ハ デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの

ニ 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内でないもの

②速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。

【省 略】速度計試験機を用いて計測した速度の基準

### 46.2 走行距離計

自動車には、運転者が運転者席において容易に走行距離を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し告示で定める基準に適合する走行距離計を備えなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第226条第3項関係）

①走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えること。

②走行距離計が表示する距離の距離は6桁以上の整数値であること。

#### 46の2. 事故情報計測・記録装置（保安基準第46条の2関係）

貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5トンを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受ける事故が発生した場合において、当該自動車の瞬間速度その他の情報を計測し、及びその結果を記録するものとして、記録性能等に関し告示で定める基準に適合する事故情報計測・記録装置を備えなければならない

##### 告示で定める基準（細目告示第226条の2第1項関係）

当該装置が正常に作動しないおそれがある旨を示す警報が適正に作動するものであることとする。この場合において、事故情報計測・記録装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

## 47. 消火器（保安基準第47条関係）

### 47.1 備え付け

次に掲げる自動車には、消火器を備えなければならない。

- ①火薬類（保安基準第51条各号に掲げる数量以下のものを除く。）を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）
- ②危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）
- ③告示で定める品名及び数量以上の可燃物を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）
- ④150キログラム以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被牽引自動車を除く。）
- ⑤上記①から④に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車を牽引する牽引自動車

【省 略】火薬類、放射性輸送物に関する項目

#### 告示で定める品名及び数量（細目告示第227条第1項関係）

品名	数量
一 油紙類及び油布類	750kg
二 副蚕糸	750
三 油かす	2,000
四 可燃性固体類	1,500
五 可燃性液体類	2,000
六 綿花類	2,000
七 木毛	2,000
八 わら類	2,000
九 合成樹脂類	2,000
十 マッチ	150

### 47.2 消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等

自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第227条第2項関係）

【省 略】

---

## 47の2. 内圧容器及びその附属装置（保安基準第47条の2関係）

【省 略】

---

## 48. 自動運行装置（保安基準第48条関係）

### 48.1 備え付け

自動車（被牽引自動車を除く。）には、自動運行装置を備えることができる。

### 48.2 機能、性能等

自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第228条の2第1項関係）

【省 略】別添122「高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準」

別添123「作動状態記録装置の技術基準」

## 48の2. 運行記録計（保安基準第48条の2係）

### 48の2. 1 備え付け

以下の自動車（被牽引自動車を除く。）には、運行記録計を備えなければならない。

- ①貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの
- ②上記①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車。

### 48の2. 2 記録性能、精度等

自動車に備える運行記録計は、24時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

#### 告示で定める基準（細目告示第229条第1項関係）

- ①24時間以上の継続した時間内における当該自動車についての次の事項を自動的に記録できる構造であること。
  - イ すべての時刻における瞬間速度
  - ロ すべての2時刻間における走行距離
- ②運行記録計の瞬間速度の記録は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものであること。

---

**48の3. 速度表示装置（保安基準第48条の3関係）**

【省略】

**49. 緊急自動車（保安基準第49条関係）**

【省略】

**49の2. 道路維持作業用自動車（保安基準第49条の2関係）**

【省略】

**49の3. 自主防犯活動用自動車（保安基準第49条の3関係）**

【省略】

**50. 旅客自動車運送事業用自動車（保安基準第50条関係）**

【省略】

**50の2. ガス運送容器を備える自動車等（保安基準第50条の2関係）**

【省略】

---

## 5 1. 火薬類を運送する自動車（保安基準第 51 条関係）

火薬類を運送する自動車は、保安基準第 2 条から第 48 条の 3 までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。ただし、次に掲げる数量以下の火薬類を運送する自動車にあつては、この限りでない。

- ①火薬にあつては、5 キログラム
- ②猟銃雷管にあつては、2,000 個
- ③実包、空包、信管又は火管にあつては、200 個

【省 略】告示で定める基準（細目告示第 235 条第 1 項及び第 2 項関係）

## 52. 危険物を運送する自動車（保安基準第52条関係）

危険物を運送する自動車は、保安基準第2条から第48条の3までの規定によるほか、危険物を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

【省 略】告示で定める基準（細目告示第236条第1項及び第2項関係）

【省 略】告示で定める基準（細目告示第236条第3項関係）

【省 略】タンクに関するもの（細目告示第236条第4項～第6項関係）

### 53. 乗車定員及び最大積載量（保安基準第53条関係）

#### 53.1 乗車定員又は最大積載量の算出方法

自動車の乗車定員又は最大積載量は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できるものとして、告示で定める基準に基づき算出される範囲内において乗車し又は積載することができる人員又は物品の積載量のうち最大のものとする。

【省 略】 告示で定める乗車定員の基準（細目告示第237条第1項関係）  
告示で定める最大積載量の基準（細目告示第237条第2項関係）  
別添95 自動車の走行性能の技術基準  
別添96 連結車両の走行性能の技術基準

#### 53.2 乗車定員の表示

乗車定員は、12歳以上の者の数をもつて表すものとする。この場合において、12歳以上の者1人は、12歳未満の小児又は幼児1.5人に相当するものとする。

---

### 54. 臨時乗車定員（保安基準第54条関係）

【省 略】

---

## 55. 基準の緩和（保安基準第55条関係）

- ①地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、本章の規定及びこれに基づく告示であって当該自動車について適用しなくても保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣が告示で定めるもののうち、地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。
- ②上記①の認定は、条件若しくは期限又は認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して行うことができる。
- ③上記①の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所
  - 二 車名及び型式
  - 三 種別及び用途
  - 四 車体の形状
  - 五 車台番号
  - 六 使用の本拠の位置
  - 七 構造又は使用の態様の特殊性
  - 八 認定により適用を除外する規定
  - 九 認定を必要とする理由
- ④上記③の申請書には、同項⑧に掲げる規定を適用しない場合においても保安上及び公害防止上支障がないことを証する書面を添付しなければならない。
- ⑤地方運輸局長は、上記③の申請者に対し、①と②に規定するもののほか、③の九の事項として同項の申請書に記載した輸送の必要性を示す書面その他必要な書面の提出を求めることができる。

【省 略】道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示

---

**56. 製造又は改造の過程にある自動車（保安基準第56条関係）**

【省略】

**57. 法第99条の自動車（保安基準第57条関係）**

【省略】

**58. 適用関係の整理（保安基準第58条関係）**

【省略】

**58の2. 締約国登録自動車の特例（保安基準第58条の2関係）**

【省略】

---